

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03334

研究課題名（和文）明治期の日本人留学生のドイツにおける法学博士学位の取得とその法史上の意義

研究課題名（英文）The attainment of doctoral degrees in law in Germany by Japanese students in the Meiji period and their significance for legal history

研究代表者

高橋 直人（TAKAHASHI, Naoto）

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50368015

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：明治期にドイツで法学博士学位を取得した日本人留学者（以下、「学位取得者」）の経歴・属性等を網羅的に把握し、彼らの間に「私学出身」の「実務家」（とりわけ法曹）という特徴が典型的にみられることを明らかにした。その上で「学位取得者」のうち、ゲッティンゲン、ミュンヘン、ハレ・ヴィッテンベルク、ハイデルベルク、ライプツィヒ、エアランゲン・ニュルンベルクの各大学で学位を得た者に関し、学位審査の手続きや審査の内容・結果を未公開の文書史料に依拠して解明した。中でも刑事法分野および旧大垣藩関連の「学位取得者」については、彼らの留学の背景となる日本側の事情も含め、より包括的に活動実態を理解することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

明治日本へのドイツ法学の継受に関する先行研究においては、継受された理論やその日本の学説への影響といった理論史的観点からの作品が主体であった。それらの成果をよりよく理解していくための手がかりとして、継受の「担い手」の活動実態にも注目する本研究は有益である。また本研究は、学位審査記録等の未公開の手稿を史料として用いることにより、従来の研究によっては知られていなかった知見を数多く提供する結果となり、継受およびその「担い手」の実態の解明に大きく寄与している。なお、以上の成果は、法学・法史学は勿論、大学史や高等教育史等の隣接分野にとっても、今後の学際的共同研究につながり得るところが大きいといえよう。

研究成果の概要（英文）：The study comprehensively identified the backgrounds and attributes of Japanese students who earned doctoral degrees in Germany during the Meiji period (hereinafter referred to as 'doctoral degree holders'), and revealed that the typical characteristics of these students are that they are 'legal practitioners' who graduated from 'private schools'. The study then clarified the degree examination procedures and the content and results of the examinations for those who had obtained degrees from the universities of Goettingen, Munich, Halle-Wittenberg, Heidelberg, Leipzig, Erlangen and Nuremberg, based on unpublished archival documents. In particular, the study of 'doctoral degree holders' in the field of criminal law and those related to the former Ogaki-Han has provided a more comprehensive understanding of their activities, including the Japanese background to their study abroad.

研究分野：法史学

キーワード：ドイツ法学の継受 西洋法史 日本法史 近代法史 大学史 法学教育 明治 ドイツ

### 1. 研究開始当初の背景

まず要点を述べる。明治時代以降、日本の近代法学の形成・発展にドイツの法学は多大な影響を及ぼしてきた。それゆえドイツ法学の継受については、すでに多くの研究が積み重ねられている。ただし先行研究においては、継受されたドイツ法学やその基礎に立って展開された日本の法理論の内容それ自体に関する考察、すなわち理論史あるいは学説史的な角度からの作品が主流であった。こうした学界状況および先行研究の成果をふまえて、本研究は、明治期におけるドイツ法学継受の「担い手」の知的営為の実態にも注目し、とりわけ留学経験者、中でも現地大学で法学博士の学位を取得した者(以下、「学位取得者」)の活動に光を当て、ドイツ法学の継受をいっそう実質的・多面的に理解することを目指したものである。

以下、もう少し細部に立ち入りつつ、研究の背景を説明する。研究計画立案当時の学界動向との関連からいえば、本研究は、2012年から2014年にかけて、科学研究費・基盤研究(B)「日独法学交渉史の総合的研究」(研究代表者 ハンス・ペーター・マルチュケ教授)に報告者が参加し、法学分野における日独間の交流・交渉史についての総合的研究に携わった経緯を経て、そこから発展した個別的なテーマの追究として構想されたものである。報告者自身の本来の専門分野は西洋法史、特に近代ドイツの刑事法史・法学教育史であり、研究手法の点では、近代ドイツの大学における法学教育の実態や当時の法律家・法学者のキャリア形成のプロセス、彼らの有する学問観・社会観・職業観等との関連を意識しつつ、当時の法学の「担い手」のあり方の理解にたつて、「近代刑法学の父」と呼ばれるフォイエルバッハ(Paul Johann Anselm von Feuerbach, 1775-1833)をはじめとする近代ドイツの主要な刑法学者の理論について研究を進めてきた。いわば、刑事法学の理論のみならず、それを唱えた刑法家の実像や彼らを取り巻く知的諸環境をふまえて、近代ドイツ刑法(学)史を総合的・多面的に理解することに取り組んでいる。こうした研究手法は、上記の基盤研究(B)プロジェクトにおいても明治期に日本からドイツに留学した法律家たちの実像の解明に応用することができ、その結果として、刑事法分野に限らず法学一般における明治期のドイツ留学者のうち、ドイツで法学博士の学位を取得した者たちの現地における研究・学修の活動や博士学位取得に至る経緯を具体的に明らかにし得る見通しの立つところまで、その時点で報告者は研究を進めることとなった。

続いて、先行諸研究の方向性と本研究との関わりについて述べる(この点は、本研究の独自性を示すことにもつながる)。前述の通り、日本におけるドイツ法学の継受に関する先行研究においては、研究の内容及び手法の点からみると学説史あるいは理論史のアプローチを採ることが主流であり、本研究が掲げるような学説継受における「留学者」の役割、特に「学位取得者」の知的営為の実態については、断片的な情報が徐々に得られつつある段階にとどまっていた。法学分野からの研究だけでなく、日独交流史一般に関する研究にまで範囲を広げると、たとえば森川潤『明治期のドイツ留學生——ドイツ大学日本人学籍登録者の研究』(2008年)や、(ドイツも含め欧州諸国への留学者を扱った)渡辺實『近代日本海外留學生史』(1977年)などの先行研究もある。ただし、これらの研究は、基本的に個々の留学者の在籍大学・学部・在籍期間等のデータや伝記的な情報を中心に、明治期の留学者の現地大学における学修のあり方を概括的・網羅的に把握しようとする総合研究であって、本研究のように、たとえば個々の留学者が現地の法学部で具体的にどのような科目を受講したかということや、現地ドイツで学位を得た者が実際にどのような経緯や審査を経て学位を得たのかといった、法学分野に固有の専門的・内容的な点にかかわってくるようなところまでは十分には踏み込んでいない(このような学界状況であったからこそ、前出の基盤研究(B)のプロジェクトが立ち上げられ、新たに「日独法学交渉史」の研究が掲げられたということでもある)。

### 2. 研究の目的

前出の「学位取得者」たち、すなわち明治期にドイツで法学博士学位を取得した日本人留学者に関し、現地における彼らの研究・学修にかかわる諸活動、中でも学位取得に至る経緯の実際を、学位審査の過程とその内容も含め、いわゆる「学位審査記録(Promotionsakten)」を中心とする未公開史料に即して実証的に明らかにする。併せて、可能であれば「学位取得者」たちの経歴や活動状況等の間に一定程度共通する部分を見出し、彼らを明治期のドイツ法学継受の多様な担い手の中のひとつの特徴的な「層」として描き出すことを試みる。

### 3. 研究の方法

まず研究対象へのアプローチの仕方という面から本研究の特色をあげれば、明治期の日本におけるドイツ法学の継受を考察するにあたって、「継受された理論」の内容に対する分析以上に、継受の「担い手」となった人々の知的営為の実態に光を当てた点である。これは、前出「1」で既に述べたように、報告者がこれまで(本来の専門分野である)ドイツ刑事法史・刑事法史

の研究を行う際に採用し確立してきたところの、法の「担い手の歴史」という手法を、本研究の実施に際して日独間の法的な影響関係の歴史的理解へと応用したものである。もう少し具体的にいえば、継受の「担い手」の中でも、本研究は特に「学位取得者」、すなわちドイツに留学し現地の大学で法学博士学位を得た人々を主たる対象としつつ、彼らの（留学前・後の日本における活動ではなく）ドイツ留学中における現地での活動のあり方という、先行研究においていまだ未解明な部分の多いところに焦点を絞った。

その際、研究方法として重要になるのは、「学位取得者」の留学先での活動をいかなる史料に基づいて跡づけていくのかということである。そこで報告者は、現地大学の文書館に所蔵されている「学位審査記録」に注目した。留学者の現地での活動に関する先行研究においては、当該留学者が日記や書簡等の特別な記録を残している場合をのぞいて（総体としてみれば、その種の史料が書き残され、かつ現在も存在し閲覧可能であるケースは、ごく一部の著名な留学者の場合を除けば例外的であろう）、主として当該留学者の修了証明書(Abgangszuegnis)や学籍登録簿(Matrikel)等の史料に依拠して研究が行われている。しかしながら、これらの史料によっては、当該留学者の活動の詳細までうかがうことは難しい。そのため、明治期にドイツに留学した法律家一般を研究対象とするとき、現地での彼らの営みを具体的に知ることでない事例の方がむしろ大半を占める。ただし、留学中にドイツで学位を取得した者の場合には、彼らの経歴や現地の大学での指導関係、大学での受講行動の詳細、彼らの研究成果や能力に対する関係の教授たちの評価等、多くの情報を「学位審査記録」から得ることが可能である。本研究が「学位取得者」を主として扱ったことは、彼らが継受の多様な担い手の中でも特に重要な地位を占めているという理論的な面からの要請によるだけでなく、留学者の現地での活動実態を知る上での史料的制約を可能な限り克服するという以上に述べた事情をふまえても、研究対象の設定の仕方として現実的かつ適切であったといえよう。

#### 4. 研究成果

(1) 明治期の「学位取得者」の経歴・属性等を、先行研究に依拠しつつ独自の調査もふまえて網羅的に把握し、彼らの間に「私学出身」の「実務家」という特徴が典型的にみられることを明らかにした。さらに、そのような特徴を有する「学位取得者」たちが同時代における法学研究のいわば「本場」であるドイツに渡航し、その成果を現地の博士学位という目に見えるかたちで示すという行動の意味や動機を理解するためには、当時の私学出身者の「キャリア戦略」との関連性をふまえてさらに分析を深めていく必要があることも示唆した（その背景として、帝国大学に対する当時の私学（私立の法律学校等）の地位の大幅な低さと、私学出身者の法学博士学位取得がその頃の日本において極めて困難であったことが関係している）。

(2) その上で「学位取得者」のうち、ゲッティンゲン、ミュンヘン、ハレ・ヴィッテンベルク、ハイデルベルク、ライプツィヒ、エアランゲン・ニュルンベルクの各大学で学位を得た者に関し、学位審査の手続きや審査の内容・結果を未公開の文書史料に依拠して解明した。中でも刑事法分野の「学位取得者」（例：大場茂馬、岡田庄作、山岡萬之助）および旧大垣藩関連の「学位取得者」（例：鳥居誠哉、岸小三郎）については、彼らの留学の背景となる日本側の事情とも関連づけて、より包括的に活動実態を理解することができた。具体的には、前者の場合には当時のヨーロッパおよび日本において繰り広げられていたいわゆる「学派の争い」と呼ばれる学説論争と「学位取得者」の留学（端的には留学先・学位取得先の大学や指導教員の選択も含め）および留学後のキャリアとのかかわりについても視野を広げた。後者の場合には、当時のドイツ語圏（ドイツおよびそれ以上にオーストリア）と日本との交流において旧大垣藩出身者が重要な役割を果たしており、この旧大垣藩の人脈が上掲の岸や鳥居らの留学および学位取得、さらには現地での人脈形成（例：岸とローレンツ・フォン・シュタインとの関係）と密接にかかわっているということ、立体的に描き出した。また、以上の調査の過程で、従来の研究において学位取得の経緯はもとより学位論文の詳細すら不明のままであった人物に対しても、現地での学位取得の詳細を知ることができた。その代表的な例である本多康直（司法省参事官・大審院判事、ゲッティンゲン大学で1882年に学位を得た）に関しては、未公開にとどまった彼の学位論文の手書き原稿および学位審査記録を参照し、学位取得の実際を解明している。

(3) 当時のドイツにおける法学教育（制度とその運用実態、各大学の開講科目等の授業概要、学位取得や国家試験との関係など）の実情についても、概括的ではあれ本研究に必要な範囲で明らかにし、「学位取得者」たちの現地での研究・学修の営みを、彼らを取り巻く同時代のドイツの知的環境をふまえながら実質的に理解することを可能とした。また本研究からは、当時のドイツの学位制度や学位審査の仕組みを理解するための一般的な知見という意味でも、貴重な情報が得られている。

最後に、本研究の成果の意義をあげておく。前述の通り、明治日本へのドイツ法学の継受に関する先行研究においては、継受された理論やその日本の学説への影響といった理論史的な観点からの作品が主体であった。それらの成果をよりよく理解していくための手がかりとして、継受の「担い手」の活動実態にも注目する本研究は有益である。また本研究は、学位審査記録等の未公開の手稿を史料として用いることにより、従来の研究によっては知られていなかった知見を数多く提供する結果となり、継受およびその「担い手」の実態の解明に大きく寄与している。ま

た全体的に見て、本研究の成果においては、法学・法史学については勿論、日独間の交流史一般や、大学史・高等教育史等の隣接諸分野にとっても、今後の学際的共同研究につながり得るところが大きいといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 高橋直人	4. 巻 1
2. 論文標題 「独逸法学博士」と明治期における日独間の法学交流	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の思想と歴史	6. 最初と最後の頁 49-138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高橋直人
2. 発表標題 ドイツの法学教育・学位制度と明治期の日本人留学者 学位審査記録（Promotionsakten）の研究をふまえて
3. 学会等名 阪大法史研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------